債権管理回収業に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令

債権管理回収業に関する特別措置法施行規則（平成十一年法務省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
（心身の故障により債権管理回収業に係る業務を適正に行うことができない者） **第三条の二**　法第五条第七号イに規定する法務省令で定める者は、精神の機能の障害により債権管理回収業に係る業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。	［条を加える。］

備考　表中の［　］の記載及び二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、令和元年九月十四日から施行する。

○法務省令第三十四号

司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）第七十二条及び土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第六十七条の規定に基づき、司法書士法施行規則及び土地家屋調査士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年九月十三日　法務大臣　河井　克行

司法書士法施行規則及び土地家屋調査士法施行規則の一部を改正する省令

（司法書士法施行規則の一部改正）

第一条　司法書士法施行規則（昭和五十三年法務省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
目次 ［第一章・第二章　略］ 第三章　登録（第十五条―第十八条の二） ［第四章～第九章　略］ 附則 （心身の故障の届出） **第十八条の二**　法第十六条第二項に規定する法務省令で定める場合は、当該司法書士が精神の機能の障害を有する状態となり司法書士の業務の継続が著しく困難となつた場合又は二年以上の休養を要することとなつた場合とする。	目次 ［第一章・第二章　同上］ 第三章　登録（第十五条―第十八条） ［第四章～第九章　同上］ 附則 ［条を加える。］

2　法第十六条第二項に規定する届出は、その旨を記載した届出書に、病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添付して行わなければならない。

第四章　司法書士の義務

（土地家屋調査士法施行規則の一部改正）

第二条　土地家屋調査士法施行規則（昭和五十四年法務省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
目次 ［第一章・第二章　略］ 第三章　登録（第十四条―第十七条の二） ［第四章～第九章　略］ 附則 （心身の故障の届出） **第十七条の二**　法第十六条第二項に規定する法務省令で定める場合は、当該調査士が精神の機能の障害を有する状態となり調査士の業務の継続が著しく困難となつた場合又は二年以上の休養を要することとなつた場合とする。	目次 ［第一章・第二章　同上］ 第三章　登録（第十四条―第十七条） ［第四章～第九章　同上］ 附則 ［条を加える。］

2　法第十六条第二項に規定する届出は、その旨を記載した届出書に、病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添付して行わなければならない。

第四章　土地家屋調査士の義務

備考　表中の［　］の記載及びその標記部分に二重傍線を付した規定の当該標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）の施行の日（令和元年九月十四日）から施行する。